

やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱

山梨県農政部 果樹・6次産業振興課
平成28年6月20日制定

(趣旨)

第1条 知事は、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進し、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援するため、産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び産地パワーアップ事業実施要領(平成28年1月20日付け27生産第2391号・27政統第490号農林水産省生産局長・政策統括官通知。)に基づいて、別表の取組主体(以下「取組主体」という。)が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、産地パワーアップ事業推進費補助金交付要綱(平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省規則」という。)、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「県規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 知事は、取組主体が前条に規定する実施要綱等に基づいて行う事業に対し、市町村長が補助する事業に要する経費について、市町村長に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書(様式第1号)に県規則第4条各号の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、取組主体について当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りではない。

(補助事業の着手)

第4条 取組主体は、補助事業の着工又は着手(以下「着工等」という。)または工事が完了したときは、速やかに着手(しゅん工)報告書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は県規則第6条に規定するものとし、また、同条第1項第1号の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、同項第3号の承認を受けようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更にし、また、当該変更が次に掲げる全てに該当する場合に限り、前項の承認は要さないものとする。

- (1) 補助目的の達成に支障をきたさない変更
- (2) 事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- (3) 補助金の増額を伴わない変更

3 知事は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 取組主体が市町村以外である場合は、次に掲げるところにより契約をしなければならない。

- (1) 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 取組主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省及び県、所管する市町村の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、県規則第10条の規定により、補助金の交付を決定した年度の12月31日現在の状況について、遂行状況報告書(様式第5号)により当該年度の1月10日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとする場合は、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 市町村長は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第7号)により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

- 2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項のただし書に該当した取組主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各取組主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(市町村長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 取組主体は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」

という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、農林水産省規則第5条及び同規則別表の規定により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)とする。
- 4 取組主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、知事を経由して、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第12条 市町村長及び取組主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 市町村長及び取組主体は、前項の収入及び支出について、農林水産省規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 取組主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳(様式第9号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業の遅延等)

第13条 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(書類の提出)

第14条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。

附則 この要綱は、平成28年6月20日から施行し、平成28年6月20日から適用する。

別表（第1条、第2条関係）

事業	補助対象経費	補助率	取組主体	重要な変更	
1 整備事業	以下の施設整備に要する経費 (1)育苗施設 (2)乾燥調製施設 (3)穀類乾燥調製貯蔵施設 (4)農産物処理加工施設 (5)集出荷貯蔵施設 (6)産地管理施設 (7)用土等供給施設 (8)被害防止施設 (9)農業廃棄物処理施設 (10)生産技術高度化施設 (11)種子種苗生産関連施設 (12)有機物処理・利用施設	補助率は事業費の1/2以内(ただし、実施要綱において生産局長等が別に定める場合においては、生産局長等が別に定める率又は額以内)とする。	(1)市町村 (2)公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (3)土地改良区 (4)農業者（実施要綱において生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） (5)農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） (6)民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、生産局長等が別に定めるものに限る。以下同じ。）	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 生産支援事業	(1)リース方式による農業機械等の導入に要する経費	導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする	(1)市町村 (2)公社 (3)土地改良区 (4)農業者 (5)農業者の組織する団体 (6)民間事業者	経費の相互間におけるいずれか低い額の20%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 取組主体の変更
(2)生産資材の導入等に要する経費	1/2以内(ただし、実施要綱において生産局長等が別に定める場合においては、別紙に定める率又は額以内)とする。				
3 効果増進事業	(1)事業計画策定等に要する経費 (2)技術実証に要する経費等	定額(1/2相当)とする。	(1)県協議会 (2)地域協議会		

別紙（別表の2関係）

補助対象経費	補助率又は補助額
(1)生産資材の導入等に要する経費 (2)の経費を除く。)	1 / 2 以内
(2)生産資材の導入等の取組のうち、樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植（改植に伴い発生する未収益期間の栽培管理を含む。）に要する経費	<p>次のアからエのいずれかに掲げる補助率又は補助額とオに掲げる額を合計したもの （対象品目の区分の考え方については、果実等生産出荷安定対策実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知）第2に準ずるものとする。）</p> <p>ア かんきつ類の果樹 23万円/10a イ 主要果樹 17万円/10a ウ りんごわい化栽培等 33万円/10a エ アからウに掲げる果樹以外の果樹 2分の1以内 オ 未収益期間における栽培管理 22万円/10a</p>

(様式第 1 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付申請書について

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業において、次のとおり事業を実施したので、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、やまなし産地パワーアップ事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

(添付書類)

- 1 事業計画書 (様式 A-1)
- 2 収支予算書 (様式 A-2)
- 3 知事が必要と認めるもの

(様式第2号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業着手（しゅん工）報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、次のとおり工事に着手（工事が完了）したので、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第4条の規定により報告する。

記

事業種類	
事業内容（施設名・処理量等）	
事業費（円）	
着工（予定）住所	
着工（予定）年月日	
完了（予定）年月日	
施行方法	
請負等業者	
工事監理者	
（※関係法令検査年月日）	
（※〇〇法）	
しゅん工検査年月日 （または予定日）	
引き渡し年月日 （または予定日）	

（注）1 機械、施設等の整備に限る。

2 着手報告を行う際には、工程表を添付すること。

3 着手報告を行う際には、「関係法令検査年月日」、「しゅん工検査年月日（または予定日）」の欄は記入しない。

4 しゅん工報告を行う際には、請負人等からの完了届けの写しを添付すること。

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業費補助金変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第6条1項の規定により申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準じるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「やまなし産地パワーアップ事業費補助金

変更承認申請書」を「やまなし産地パワーアップ事業費補助金の変更及び追加

交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、やまなし産地パ

ワーアップ事業費補助金交付要綱第〇条第〇項の規定により申請する。」を「下記

(様式第4号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

〇〇市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあった事業について、次の理由により中止（廃止）したいので、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第6第1項の規定により申請する。

記

- 1 事業内容
- 2 事業中止（廃止）理由書
(できるだけ具体的に記載すること)

(様式第5号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業遂行状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地パワーアップ事業について、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		平成〇年〇月〇日までに完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 整備事業 (1) 事業費 (2) 付帯事務費	円	円	%	円		
2 生産支援 事業						
3 効果増進 事業						

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業費補助金概算払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地パワーアップ事業について、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり概算払を請求する。

記

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金 交付決定額①	既 概算 交付額②	差引額 ①-②=③	今回 概算払請求額	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金払い 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

本店・支店 (支店名)

当座・普通

預金種別

口座名

口座番号

※添付資料として「出来高調書」を作成添付すること。

(様式第 7 号)

(市町村長→知事)

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業費実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地パワーアップ事業の実績について、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により次のとおり報告する。

記

1. 事業実績書 (様式第 2 号)
2. 収支精算書 (様式第 3 号)

※ 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

3. 知事が必要と認めるもの

番 号
年 月 日

山梨県知事

殿

市町村長

氏名

印

平成〇〇年度やまなし産地パワーアップ事業の仕入れに係る消費税相当額報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定のあったやまなし産地パワーアップ事業について、やまなし産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第 9 条 3 項の規定により報告する。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第9号

財 産 管 理 台 帳

事業主体名： _____

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管交付金名					[単位：円]				
政策目的	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	政策目標	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									交付金	都道府 県 費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- 注
- 1 処分制限年月日欄については、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(注1) 「整理番号」欄には、地域協議会等ごとの産地パワーアップ計画の整理番号を記載すること。

(注2) 果樹の改植を行う場合は、「対象作物名」欄に対象品目、品種を記載すること(産地パワーアップ計画に定める対象品目、品種に限る)。

また、「面積」欄は実施面積を記載すること。

(注3) 「取組目標」欄には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接的につながる取組を記載すること。

ウ 効果増進事業

(ア) 計画策定等に要する経費

地域協議 会等名	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
				(円)	国費	県費	市町費	
合計								

(イ) 技術実証に要する経費

地域協議 会等名	地区名	取組 主体名	対象作物 名	面積 (ha)	農業 者数	事業 実施 年度	目標 年度	取組目標			事業内容 (実証機械リース等)	総事業費				完了 年月日	事後評価 の検証方法	備考	
								現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	実績 (○年度)		(円)	国費	県費	市町費				その他
計																			
計																			
合計																			

(注) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の1又は2の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

(様式A-2)

やまなし産地パワーアップ事業助成金収支予算書(精算書)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減
県補助金	円	円	円	円
市町村費				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	
	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減
市町村附帯事務費	円	円	円	円
事業費				
計				

支払先口座番号

口座名義人	
口座名義(カタカナ)	
住所	
口座番号	
金融機関名	
支店名	
預金種別	

(注) 実績を報告するときのみ記載すること。